

8 土地・地図情報の整備

8.1 現状調整土地図（いわゆる区域図）の早期作成と地籍調査の実施

土地区画整理事業等の対象地域においては、現状調整土地図の早期作成完了、及びその成果のデータベース化が急務である。また、その他の地域においても地籍調査に早急に着手することが必要である。

- 1) 土地区画整理事業等は、土地に関する権利関係の調査成果を現状調整土地図（いわゆる区域図）として作成することからスタートする。地籍調査の完了地域においては、区域図は地籍図でほぼ代替可能であるが、地籍調査が実施されていない神戸市においては、地積に関する土地所有者との協議を踏まえた上で、道路台帳、地形図、公図、空中写真等を利用して区域図を作成しなければならない。これは膨大な作業であり、まずこの区域図の早期完成に全力を挙げねばならない。
- 2) また土地区画整理事業は、多くの関係主体の利害が絡む複雑な意思決定過程であるため、行政側の計画的な視点や住民の要望を適切に取り入れた試行錯誤的な計画立案作業が必要である。このため、作成した区域図をデータベース化し、その後の計画策定作業に区画整理C A D等の設計支援システムを導入することを提言する。
- 3) この度の震災により地籍調査の重要性が再認識された。土地区画整理事業等に際して実施される確定測量結果の国土調査法第19条5項指定を徹底させるとともに、その他の地域においても、速やかに地籍調査に着手する必要がある。地籍調査成果は、土地政策審議会等の答申、提言をみるまでもなく、土地登記や災害時の現地復元のみならず、あらゆる土地政策、土地関連行政において有効に利用されるべきものである。

8.2 地理情報システムの整備

復興事業ならびに今後の都市計画行政を効率的かつ合理的に進めるため、地図をはじめとする各種土地関連情報のシステム（地理情報システム）を整備する必要がある。また、将来の災害時を想定したシステムのバックアップ体制を構築しなければならない。

- 1) 都市計画行政において、地図や統計情報等の多種多様かつ膨大な土地関連情報をいかに効率的に管理・更新し、これを行政業務に活用していくかは大きな課題である。この課題への有効な対応策として地理情報システムの導入が挙げられる。地理情報システムは、土地関連情報のデータベースによる管理、種々の情報の統合的な分析、情報や分析結果の効果的なプレゼンテーションを支援する計算機システムである。
- 2) 地理情報システムの導入により、都市計画、防災計画、環境管理計画をはじめ種々の計画策定に関する分析、計画立案、計画の縦覧、合意形成等をより円滑かつ合理的に進めることができるのである。また、災害時においては、被害状況の迅速な把握・図化、応急復旧計画や復興計画の分析・立案作業等を効率化できる。このためにも、システムのバックアップ（維持・管理等）を徹底し、災害時においてもシステムの運用を継続しうる体制を構築しておくことが重要である。